広域連携の在り方について(分科会1検討状況報告)

検討テーマ

テーマ	内容
広域連携が必要な行政課	広域観光や公共交通など全体会議で示された行政課題につ
題と効果的な連携の仕組	いて、具体的な事例検討や市町村へのアンケート調査等を
みについて	通じて、効果的な連携の仕組みや課題、県に求められる役
	割等について検討。

検討内容

1 広域連携の必要性

多くの市町村において、今後、他団体との連携の必要性は増加すると考えている。 その理由として、経費の削減・財政基盤の安定化といった行政改革の視点の他、連携による相乗効果や専門的な人材を確保する等、住民サービスの向上、活力ある地域 づくりについても大きな目的とされている。

2 広域連携の仕組みの特徴

(1) 地方自治法に基づく仕組み

協議会:法人格がなく、仕組みが簡便。

【県内市町村の課題意識】

- ・ 事務局設置団体の負担が大きい。
- ・ 各団体の意見調整に時間がかかる。
- ・ 効率化のために設置したのに、必ずしも結果が結びついていない事例もある。 事務の委託:権限が受託側に一元化されることから、責任の所在が明確。

機関等の共同設置:対象の機関等は各構成団体の共通の機関等の性格を持つ。

【県内市町村の課題意識】

- 事務内容に各団体の意見を反映させることができない。
- ・ 各団体の意見調整に時間がかかる。
- 一部事務組合・広域連合
 - :法人格を有し、財産の保有や職員の採用ができる一方、議会、監査委員等を 置く必要がある。

【県内市町村の課題意識】

- 事務手続が煩雑
- ・ 住民にとって責任の所在がわかりにくい。
- ・ 各団体の意見調整に時間がかかる。

- ・ 市町村本来の業務であるとの認識が希薄化。
- ・ 設立時以降の行政需要の変化に必ずしも対応していないものもある。

(2) 法律に基づかない任意の仕組み

協議会:法人格が無く、仕組みが簡便。

【県内市町村の課題意識】

- ・ 事務局設置団体の負担が大きい。
- ・ 各団体の意見調整に時間がかかる。

3 新たに連携が想定される業務と連携の仕組み

(1) 今後新たに連携が想定される業務

例1:国民健康保険の運営

- ・ 全県的に共通の制度であり、財政基盤の安定化を図るためには、広域での連携が必要。
- ・ 後期高齢者医療制度を念頭に考えれば、県と市町村の広域連合が適当ではないか。

例2:介護保険の運営

- ・ 運営施設の状況等、市町村ごとの実情が異なっており、全県的な連携は難し い。
- ・ 連携するとしても、近隣市町村等との一部事務組合が適当なのではないか。 もしくは認定審査会のように、一部の業務に限っての連携となるのではないか。

例3: 徴税

- ・ 徴収率の低い地域について、県と市町村の広域連合により対応できないか。
- ・ 人材育成やノウハウの共有を図るため、県と市町村、または市町村同士にお ける人事交流等も手法として考えられるのではないか。

例 4 : 観光振興、公共交通

- ・ 任意の協議会で連携することにより、特色ある資源を相互に補い、相乗効果 をあげることができる。
- ・ 必要な連携の範囲や相手先(民間も含む)が目的によって異なるため、柔軟かつ重層的な手法での対応が必要。

(2) 業務ごとに適した仕組み

- 一部事務組合、広域連合
- ・ 全県的に共通の制度で、安定運営のために一定程度の規模が望ましいもの。
- ・ 施設の設置・運営など、財産を所有し継続的に行う必要がある業務。など 例:国保、介護、ゴミ処理、徴税

協議会(自治法に基づく協議会及び任意の協議会)

・ 団体間の地域資源の相互活用により、相乗効果を期待できるもの。

・ 業務内容が固定しておらず、柔軟な対応が求められるもの。など 例:観光振興、デマンドバス

機関等の共同設置、事務の委託

- ・ 施設の設置・運営を伴う業務(近隣市町村への委託)。
- ・ 他の業務と一体的に行うことが効率的な業務。
- ・ 利害の調整・審査等、専門性や公平性を必要とされる業務。など

例:下水道使用料の徴収、住民票の交付

(3) 今後の連携の手法

自治体の財政状況や住民ニーズ等を踏まえながら、従来の連携の手法を見直した り、新たな連携の検討を行うことが必要ではないか。

今後新たに生じてくる業務については、一部事務組合等の仕組みを立ち上げるためには手数がかかり、また、業務自体も変化していくことが考えられることから、任意の協議会などの柔軟な組織が適しているのではないか。

総務省は、「課」や事務局といった内部組織を共同設置するため、地方自治法の改正 案を今国会に提出予定。

新しい仕組みのイメージ

現在、委員会や附属機関等に限られている機関等の共同設置の対象を広く長の内部組織、保健所等の行政機関、委員会又は委員の事務局に拡大。

【上記に対する主な意見】

- ・ 同じ窓口に来た住民に対し、在住市町村によって対応が変わることになれば、 住民が混乱するのではないか。
- ・ 異なる指揮系統だとしても、ある程度の判断は共通させないと、単に一カ所で 事務を行っているだけになってしまう。上記制度に適した業務を選別することが 重要ではないか。
- ・ 徴税、消費生活相談員等について、場合によっては上記の仕組みを活用することも可能ではないか。
- ・ 制度については運用がまだ不透明であり、今後も注視していくことが必要。

4 市町村が広域連携を進める上での課題

自治体間で温度差がある。また、生じるメリットについては各団体に広く公平に還元する仕組み作りが必要である。

団体間での事務処理方式が異なる。

連携のためのノウハウが不足している。

連携のための労力がかかりすぎる。

5 広域連携において県に期待する役割

市町村同士の協議の場の提供

連携を希望している団体間の調整

詳しい制度の概要や、ノウハウの提供

補助金等による財政支援、職員派遣による人的支援

6 まとめ

誰が中心となって、何を目的とし、どのように連携していくのか。基本的な理念、 考え方を常に整理し、確認していくことが必要。

行政需要の内容に応じて、それぞれに適した仕組みを使い分けていくことが必要。 すでに設置されている仕組みについても、現在の需要や提供すべきサービスに適 しているか、随時見直しを行っていく必要がある。

その他

分科会の開催状況

(1) 第1回会議

日 時:平成21年11月19日(木)13:00~15:00

場 所:県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

参加者:

【市町村】福島市、白河市、相馬市、田村市、伊達市、会津美里町、大玉村

【 県 】地域連携室(県北・県中・いわき)、行政経営課

(2) 第2回会議

日 時:平成22年1月27日(水)13:00~15:00

場 所:県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

参加者:

【市町村】会津若松市、白河市、相馬市、田村市、伊達市、大玉村

【 県 】地域連携室(県北・県中・いわき)、行政経営課

参考資料

・ 【別紙】県内市町村アンケート

1 貴団体で他の団体と連携して行っている業務(事務の共同処理を含む)があれば、連携の仕組み、 業務内容について、当てはまるものに を記入してください。(複数回答可) 後期高齢者医療広域連合については記載不要です。

協議会市町村		市町村数
	ア 火葬場	11
	イ 学校給食	4
	ウ その他	11

【その他】の内訳(複数回答) (自治法に基づかないものを含む)

電算業務:6	
観光:7	
地域振興·活性化: 3	
地域間交流:1	
企業誘致:1	
道路等整備促進:1	

 機関の共同設置
 市町村数

 ア 介護保険認定審査
 34

 イ 心身障害児修学指導審査
 11

 ウ 障害程度区分認定審査
 16

 エ その他
 1

【その他】の内訳

学校結核対策委員会:1	

事務の委託		市町村数
	ア 公平委員会	31
	イ その他	11

【その他】の内訳(複数回答)

学校給食業務:2
児童生徒結核対策検討事務: 2
心身障害児就学指導: 2
幼稚園、小中学校の教育事務:1
U尿·浄化槽汚泥処理: 2
下水道使用料徴収業務: 2
火葬:1
農業集落排水処理施設使用料の徴収事務: 1
障がい者等の介護給付費の支給に関する審査判定事務:3

一部事務組合	市町村数
ア ごみ処理	42
イ し尿処理	41
ウ 消防	43
工 救急	42
オ 火葬場	24
カ 介護サービス	2
キ 上水道	11
ク 病院	9
ケ その他	18

【その他】の内訳(複数回答)

通信ネットワーク:4
養護老人ホームの設置·運営:2
障害程度区分認定審査: 3
介護保険認定審査: 5
指定居宅介護支援事業等: 1
文化センターの管理運営:1
圏域市町村職員研修:1
看護専門学校
小学校組合:1
外国語指導業務:1
水道用水供給:1
観光:1
既得共有に係る土地に関する事務:1
福島県市町村総合事務組合: 7、ふるさと市町村圏: 5、地方拠点都市地域: 3

2 問い1で回答のあった連携の仕組みについて、課題の有無及び課題の内容を記入して〈ださい。

協諄	義会	市町村数	
ア	課題がある	5 2	21%
1	課題がない	19	79%
【アを選	んだ場合、その理由】	回答数	
	責任の所在があいまいである	1	
2	単独で行うよりも事務処理に時間がかかる	1	
3	単独でやるよりも財政負担が大きい	0	
	各団体の意見調整に時間がかかる	4	
	議会のチェックが届きに〈〈なる	0	
6	会計処理が不明確になりやすい	0	
7	専任の担当者がいないため事務局を設置している団体の負担が大きい	3	
8	住民にとって責任の所在がわかりにくい	1	
9	委託先に事務権限が移ることから事務内容に自らの意見を反映させることができない	1	
10	その他	2	
	【その他の内訳】		
	10(意思決定プロセスが不明瞭、共通化を図るために独自色を出すことができない)		
	10 順番で職員を派遣しなければならないため		
	图の共同設置	市町村数	
ア	課題がある		14%
1	課題がない		86%
	んだ場合、その理由】	回答数	
	責任の所在があいまいである	0	
	単独で行うよりも事務処理に時間がかかる	1	
	単独でやるよりも財政負担が大きい	1	
	各団体の意見調整に時間がかかる	2	
	議会のチェックが届きに〈〈なる	0	
	会計処理が不明確になりやすい	2	
	専任の担当者がいないため事務局を設置している団体の負担が大きい	1	
	住民にとって責任の所在がわかりにくい	1	
	委託先に事務権限が移ることから事務内容に自らの意見を反映させることができない	2	
10	その他	0	
車系	8の委託	市町村数	
ア	課題がある	1 XX (1.1.4.1)	3%
1	課題がない	31 9	97%
	んだ場合、その理由】	回答数) i /0
	責任の所在があいまいである	0	
	単独で行うよりも事務処理に時間がかかる	0	
	単独でやるよりも財政負担が大きい	0	
	各団体の意見調整に時間がかかる	0	
	議会のチェックが届きにくくなる	0	
	会計処理が不明確になりやすい	1	
	専任の担当者がいないため事務局を設置している団体の負担が大きい	0	
	住民にとって責任の所在がわかりにくい	0	
	委託先に事務権限が移ることから事務内容に自らの意見を反映させることができない	0	
	その他	0	
	r =		

一部事務組合 市町村数

ア	課題がある	20
1	課題がない	26
【アを選	んだ場合、その理由】	回答数
1	責任の所在があいまいである	1
2	単独で行うよりも事務処理に時間がかかる	2
3	単独でやるよりも財政負担が大きい	2
4	各団体の意見調整に時間がかかる	11
5	議会のチェックが届きに〈〈なる	2
6	会計処理が不明確になりやすい	2
7	専任の担当者がいないため事務局を設置している団体の負担が大きい	0
8	住民にとって責任の所在がわかりにくい	5
9	委託先に事務権限が移ることから事務内容に自らの意見を反映させることができない	2
10	その他	4

【その他の内訳】

- 1 1.職員(特に消防の出動要員)の確保 2.専門的人材の養成及び確保、3.大規模災害時の 対応
- 2 広域行政圏施策廃止に伴うふるさと市町村圏基金の取り崩しも含めた検討、拠点都市事業及び 養護老人ホーム運営などの共同処理事業の見直し
- 3 財政負担の軽減につながっているか明確でない。
- 4 事業方針の決定に参画する機会が少ない。
- 3 問い2で「課題がある」を選んだ団体について、考えられる課題解決方法があれば記載してください。 【具体的な内容】
 - 1 広域市町村圏整備組合の業務のうち、一部の業務(消防)について他の組合と統合し、出動要員の確保につなげる。
 - 2 韓国のように市町村の行政システムを全国統一システムとすれば経費もかからなく、データ等の 更新も簡易になる。
 - 3 構成市町村で協議・検討する。(広域市町村圏計画策定の廃止、ふるさと市町村圏基金の有効利用、養護老人ホーム運営の民営化、地方広域行政事務組合の解散)
 - 4 事業方針を決定する際に、構成団体の職員による事務レベルでの協議の機会を増やす。
 - 5 取扱いの件数などでの負担金の賦課

43% 57% 4 貴団体では、今後の他団体との連携の必要性をどのように考えていますか。

当てはまるものに を記入してください。

回答数

ア	これまでと変わらない	15
1	これまでよりも増加する	32
ウ	これまでよりも低下する	0

5 問い4でイを選んだ団体について、理由として当てはまるものに を付けてください。 【上位3<mark>個に色塗】</mark> (複数回答可) 回答数

ア	職員数の削減に伴い単独では事務処理が困難となるおそれがあるため	22
1	財政状況が厳しく財政負担の軽減を図る必要があるため	27
ウ	広域的な行政サービスを提供する必要性があるため	18
エ	地方分権に伴い、自団体のみでは取扱いが困難な事務が増加するため	14
オ	住民ニーズの高度化に伴い、専門分野に対応できなくなるおそれがあるため	13
カ	その他	2

【その他の具体的な内容】

他団体と連携して実施することにより、観光など更なる効果が見込まれる事業が増えてくるとともに、国においても、定住自立圏構想など他の団体と連携した取組みを 推進しているため。

生活に必要な機能を確保し、人口の流出を食い止めるため

6 今後、貴団体で新たに連携が必要と思われる業務について、当てはまるものに を記入し、業務を行う上で効果的と思われる連携の仕組みについて、枠の中から番号を括弧に記入してください。(複数回答可)

【「その他」を除き、一番多い項目に色塗】

					t costor cinct 由							
		ア 国民健康保険の運営	イ 介護保 険の運営	ウ 在宅介 護サービ スの提供	工 病院運営	オ ごみ処 理	カ し尿処 理	キ 消防	ク 水道	ケ 下水 道使用料 の徴収	コ 観光振興	サ 企業誘致
番号		回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数
回答数計		21	9	1	2	4	2	3	5	2	11	ı
1	協議会	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6)
2	機関の共同設置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C	
3	事務の委託	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1
4	一部事務組合	2	1	0	0	2	2	1	2	0	C)
5	市町村による広域連合	5	6	0	0	1	0	1	1	0	1	ı
6	県と市町村による広域連合	11	2	0	0	0	0	0	0	0	1	ı
7	定住自立圏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	I
8	その他	3	0	0	2	1	0	1	1	0	1	ı
	【8の具体的内容】									•		
		都道府県単位での組織 の一本化			病院連携(福島県立医科大学付属病院・近隣中核都市の病院)				隣接自治体の 水道給水区域 に編入		観光振興には、各地域の観光資源を組み合わせ、広域的な連携を図るなかで、観光地としての魅力を高めていく必要がある。このため、現在、「浜」「中」「会津」のエリアごとに連携を図っているはか、「観光圏」を設置している地域もある。本市としても、エリア内及び、他県の市とそれぞれ連携を図っているところであるが、今後は県内外の他地域との連携も強化し、なお一層の観光交流人口の増大につなげていく必要がある。)
		県内を一本化し県が運 営すべき			指定管理による委託							

、貴団体で新たに連携が必要と思われ

		シ デマン ドバスの運 営	ス徴税	セ 不動 産等の公 売	ソ 職員研修	タ 職員 採用試 験	チ 団体 間の人 材交流	ツ 学校 給食の 調理	テ 小中 学校の 運営	ト 教育 委員会 の設置	ナ 住民票の 交付	ニ 電算システムの運営	ヌ 公募 債の発 行	ネ その他
番号		回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数
回答数詞	†	9	10	1	1	0	2	8	1	1	4	9	0	3
1	協議会	4	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
2	機関の共同設置	1	1 国保税(国 税、県税、市 町村税を含め た徴収機関の 設置)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
3	事務の委託	2	1	0	0	0	1	1	0	1	2	4	0	0
4	一部事務組合	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1(火葬場)
5	市町村による広域連合	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0
6	県と市町村による広域連合	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
7	定住自立圏	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
8	その他	0	1	0	0	0	0	2	1	0	1	2	0	2
	【8の具体的内容】													
														消費者相談セン ター 8 市を中心 とした近隣町村
					_									8 消費生活相談 専門員の設置

7 (問い6で一つでも を記入した市町村対象)

【上位3個に色塗】

貴団体が連携を行う場合に期待する効果について、当てはまるものにを付けてください。

(複数回答可) 回答数

ア	経費の削減	29
1	住民の利便性の向上	12
ウ	財政基盤の安定化	20
I	専門的な人材の確保	16
オ	対外的なPR効果の拡大	7
カ	事務処理の迅速化	5
+	職員の育成	5
ク	地域で不足している機能、資源の補完	13
ケ	その他	2

【その他の具体的な内容】

災害時の補完連携

医療費等が突出した場合など、小さな町村ではその負担に耐え切れない。

8 (問い6で一つでも を記入した市町村対象)

貴団体が連携を行う場合に課題があれば、当てはまるものに を付けてください。(複数回答可回答数

ア	連携の相手方が見つからない	8
1	連携のためのノウハウが不足している	14
ウ	連携先との調整がうまくいかない	12
ı	団体間で事務処理方式が異なる	16
オ	連携のための労力がかかりすぎる	13
カ	これまでの仕組みでは連携による効果を期待できない	3
+	その他	2

【その他の具体的な内容】

各自治体政策の温度差 法令によって、その取り扱いが限定されている。

9 貴団体が連携を行う場合、県に期待する役割があれば、当てはまるものに を付けてください。

(複数回答可) 回答数

ア	補助金等による財政的支援	27
1	職員派遣等による人的支援	21
ウ	法人の設立や規約制定などのノウハウの提供	9
エ	連携を希望している団体の情報提供	10
オ	連携を希望している団体間の調整	23
カ	連携への参画	18
+	その他	0

10 その他、広域連携のあり方について、ご意見があれば自由に記載してください。

【具体的な内容】

自治体規模により連携効果の見方に差を生じてしまうため、長期的視点での議論 提起が必要である。

地方分権や少子高齢化が進み都市間競争が生じており、各自治体が地域の独自性を強化することが求められている中、連携して運営等を行うということについて、相乗効果等が期待できるとして積極的な自治体とそうでない自治体があると考える。また、合併により広域となった自治体と合併せず小規模なままの自治体、財政状況の違いなど、それぞれの自治体の事情が異なり、連携の仕組みを構築するには、調整が難しいと思われる。

これらのことから、行政の効率化などを図るため、広域連携を推進するのであれば、県や市町村会の会長などがリーダーシップをとり、具体的に連携する取組みについて、関係自治体と議論する場を設けていかなければ進まないものと思われる。

- 定住自立圏構想計画へは、当該圏域においては中核となる市が規模的に見て、時3間を要するものと考えられます。その間、広域連携により事務の共同化を推進する必要があると考えられる。
- 4 いまさらだが、合併推進の前に広域連携の推進があるべきだったのではないかと思う。今の市町村は大小の二極化が進み、対等な立場でなくなりつつある気がする。
- 5 健康保険(医療保険)などは広域的に運営することにより、個別経費や事務処理経費、諸申請にかかる経費(人件費)を含めて削減できるものと考えます。
- 広域連携は、今後地方分権が進展する上で非常に重要になって〈ると考えられるが、 6国、県におかれては、道路や公共交通機関等のハード面の整備促進と、財政的な支援や相互の調整といったソフト面の支援の充実を図っていただきたい。
- 7 公共施設の共同利用は検討が必要
- 8 今後、より人口の減少が進む中で、単独で事業を実施するには効率が悪くなる事業は、広域連携で進めることが、得策であると思われます。行政経費の削減。
- 9 どこの市町村でも、各分野での広域連携に興味があると思う。 今回のアンケートを基に広域連携の可能なものは推進してもらいたい。